

「入間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例」改正の要旨

1 経緯

令和3年1月25日公布の「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（令和3年厚生労働省令第9号）により、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第38号）、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第34号）、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第37号）及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第36号）の一部が改正されたため、これに合わせ市の条例を改正するものです。

2 改正条例

- (1) 第1条関係 入間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第36号）（以下「①地域密着型条例」という。）
- (2) 第2条関係 入間市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年条例第37条）（以下「②地域密着型予防条例」という。）
- (3) 第3条関係 入間市指定介護予防支援事業者の資格並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年条例第32号）（以下「③介護予防支援条例」という。）
- (4) 第4条関係 入間市指定居宅介護支援事業者の資格並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第17号）（以下「④居宅介護支援条例」という。）

3 改正の概要

1. 全サービス共通

(1) 感染症対策の強化

- ・感染症の発生及びまん延等に関する取組の義務付け

施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練の実施を義務づける。（①地域密着型条例第171条関係）

訪問系サービス、通所系サービス、短期入所系サービス、多機能系サービス、居宅介護支援、居住系サービスについて、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練等の実施を義務づける。（①地域密着型条例第33条、②地域密着型予防条例

第31条、③介護予防支援条例第22条の2及び④居宅介護支援条例第23条の2関係)

※令和6年3月31日まで経過措置あり

(2) 業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を義務付ける。(①地域密着型条例第32条の2、②地域密着型予防条例第28条の2、③介護予防支援条例第20条の2及び④居宅介護支援条例第21条の2関係)

※令和6年3月31日まで経過措置あり

(3) ハラスメント対策の強化

ハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえた適切なハラスメント対策を求めることとする。(①地域密着型条例第32条、②地域密着型予防条例第81条、③介護予防支援条例第20条及び④居宅介護支援条例第21条関係)

(4) 会議や多職種連携におけるICTの活用

テレビ電話等を活用しての実施を認める。また、利用者等が参加して実施するものについて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施を認める。(①地域密着型条例第33条、第39条、第40条の2、第59条の16、第59条の17、第59条の36、第87条、第117条、第138条、第158条、第171条及び第182条、②地域密着型予防条例第31条、第37条の2、第39条、第49条及び第78条、③介護予防支援条例第22条の2、第28条の2及び第32条、④居宅介護支援条例第15条及び第23条の2関係)

(5) 利用者への説明・同意等に係る見直し

ケアプランや重要事項説明書等に係る利用者等への説明・同意等のうち書面で行うものについて、電磁的記録による対応を原則認める。(①地域密着型条例第203条、②地域密着型予防条例第91条、③介護予防支援条例第35条及び④居宅介護支援条例第33条関係)

(6) 記録の保存等に係る見直し

介護サービス事業者における諸記録の保存・交付等について、電磁的記録による対応を認めることとし、その範囲を明確化する。(①地域密着型条例第203条、②地域密着型予防条例第91条、③介護予防支援条例第35条及び④居宅介護支援条例第33条関係)

(7) 運営規程等の掲示に係る見直し

運営規程等の重要事項について、事業所での掲示だけでなく、事業所に閲覧可能な形で備え置くこと等を可能とする。(①地域密着型条例第34条、②地域密着型予防条例第32条、③介護予防支援条例第23条及び④居宅介護支援条例第24条関係)

(8) 高齢者虐待防止の推進

虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めること等を義務付ける。(①地域密着型条例第3条、第40条の2、第55条、第59条の12、第73条、第100条、第122条、第145条、第168条及び第186条、②地域密着型予防条例第3条、第27条、第37条の2、第57条及び第80条、③介護予防支援条例第3条及び第28条の2、④居宅介護支援条例第3条及び第29条の2関係)

※令和6年3月31日まで経過措置あり

2. 訪問系サービス

(1) 夜間対応型訪問介護

- ・オペレーターの配置基準等の緩和

併施設等の職員と兼務すること。(①地域密着型条例第6条及び第47条関係)
事業の一部を指定夜間対応型訪問事業所に行わせること。(①地域密着型条例第56条関係)

複数事業所間で、オペレーションサービスを集約化することとする。(①地域密着型条例第56条関係)

3. 通所系サービス

(1) 地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護

- ・地域と連携した災害への対応の強化

避難等訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。(①地域密着型条例第59条の15及び②地域密着型予防条例第30条関係)

- ・認知症介護基礎研修の受講の義務付け

認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務付ける。(①地域密着型条例第59条の13及び②地域密着型予防条例第28条関係)

※令和6年3月31日まで経過措置あり

4. 多機能系サービス

(1) 小規模多機能型居宅介護

- ・小規模多機能型居宅介護の人員配置基準の見直し

介護老人福祉施設又は介護老人保健施設と小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合、管理者・介護職員の兼務を可能とする。(①地域密着型条例第82条及び②地域密着型予防条例第44条関係)

(2) 多機能系サービス共通 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

- ・過疎地域等におけるサービス提供の確保

過疎地域等において、地域の実情により事業所の効率的運営に必要であると市が認めた場合に、登録定員及び利用定員を超えることを可能とする。(①地域密着型条例第101条及び202条並びに②地域密着型予防条例第58条関係)

- ・認知症介護基礎研修の受講の義務付け
 認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務付ける。(①地域密着型条例第108条及び202条並びに②地域密着型予防条例第65条関係)
 ※令和6年3月31日まで経過措置あり

5. 居宅介護支援

(1) 質の高いケアマネジメントの推進

- ・ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、事業者が作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの割合と提供回数のうち、同一事業者によって提供されたものの割合について利用者に説明を行うこととする。(④居宅介護支援条例第6条関係)

(2) 生活援助の訪問回数の多い利用者等への対応

- ・区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを点検・検証する仕組みを導入する。(④居宅介護支援条例第15条関係)

6. 居住系サービス

(1) 認知症対応型共同生活介護

- ・地域の特性に応じた認知症グループホームの確保
 地域の特性に応じたサービスの整備・提供を促進する観点から、ユニット数を弾力化する。(①地域密着型条例第113条及び②地域密着型予防条例第74条関係)
- ・サテライト型事業所の基準創設
 複数事業所で人材を有効活用しながら、より利用者に身近な地域でのサービス提供が可能となるようにする観点から、サテライト型事業所の基準を創設する。
 (①地域密着型条例第110条、第111条及び113条並びに②地域密着型予防条例第71条、72条及び74条関係)
- ・認知症グループホームの夜勤職員体制の見直し
 1ユニットごとに夜勤1人以上の配置とされている認知症グループホームの夜間・深夜時間帯の職員体制について、安全確保や職員の負担にも留意しつつ、人材の有効活用を図る観点から、3ユニットの場合であって、各ユニットが同一階に隣接しており、職員が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応が可能な構造で、安全対策をとっていることを要件に、例外的に夜勤2人以上の配置に緩和できることとする。(①地域密着型条例第110条及び②地域密着型予防条例第71条関係)
- ・外部評価に係る運営推進会議の活用
 提供するサービスの質の評価(自己評価)を行い、これを第三者が出席する運営推進会議に報告し、その評価を受けた上で公表する仕組みを位置付け、当該運営推進会議と既存の外部評価による評価のいずれかから「第三者による外部評価」を受けることとする。(①地域密着型条例第117条及び②地域密着型予防条例第87条関係)
- ・計画作成担当者の配置基準の緩和
 介護支援専門員である計画作成担当者の配置について、ユニットごとに1名以

上の配置から、事業所ごとに1名以上の配置に緩和する。(①地域密着型条例第110条及び②地域密着型予防条例第71条関係)

(2) 居住系サービス共通 地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護

- ・認知症介護基礎研修の受講の義務付け

認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務付ける。(①地域密着型条例第123条及び第146条並びに②地域密着型予防条例第81条関係)

※令和6年3月31日まで経過措置あり

7. 施設系サービス

(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

- ・地域密着型介護老人福祉施設の人員配置基準の見直し

他の社会福祉施設等との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士又は管理栄養士を置かないことを可能とする。(①地域密着型条例第151条関係)

- ・介護保険施設の人員配置基準の見直し

入所者の処遇に支障がない場合、介護・看護職員の兼務を可能とする。(①地域密着型条例第151条関係)

- ・認知症介護基礎研修の受講の義務付け

認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務付ける。(①地域密着型条例第169条関係)

- ・口腔衛生管理の強化

口腔衛生管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を行うことを求める。(①地域密着型条例第163条の3関係)

※令和6年3月31日まで経過措置あり

- ・栄養ケア・マネジメントの充実

栄養士に加えて、管理栄養士の配置を位置付ける。(①地域密着型条例第151条関係)

各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うことを求める。(①地域密着型条例第163条の2関係)

※令和6年3月31日まで経過措置あり

- ・個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し

ケアの質を維持しつつ、人材確保や職員定着を目指し、ユニットケアを推進する観点から、1ユニットの定員を原則として10人以下とし、15人を超えないものとする。(①地域密着型条例第180条関係)

ユニット型個室的多床室については、感染症やプライバシーに配慮し、個室化を進める観点から、新たに設置することを禁止する。(①地域密着型条例第180条関係)

4 根拠条文

- ・社会福祉法（昭和26年法律第45号）
- ・老人福祉法（昭和38年法律第133号）
- ・介護保険法（平成9年法律第123号）

5 施行期日

施行期日：令和3年4月1日（5. 居宅介護支援（2）は令和3年10月1日）